

県営住宅の入居申込制度について

1. 団地ごとの申込み

2団地まで申込み可能です（1団地でも結構です）。空き住戸が生じ次第ご紹介しますので、どちらかの団地を紹介された時点で、もう一方の団地への紹介順位は失効します。ただし、正当な理由で辞退された場合を除きます。

※特定の要件に該当する場合は、以下の制度での応募が可能です。

制度名	内容	対象団地	対象者	添付書類	備考
子育て世帯に対する優先的期限付入居制度	特に住宅に困窮される子育て期間に限って住宅を提供します。	江津湖 武蔵ヶ丘 東本町 健軍	小学校卒業前の子どもがいる世帯	住民票 (続柄記載あり、本籍・マイナンバー非記載のもの)	※入居期限は10年以内で、末子の中学校卒業まで（ただし、家賃の滞納や入居中の義務違反がなく、収入基準が一般階層にあたる場合には、末子の高校卒業まで延長することも可能）です。 ※抽せんにおける倍率優遇に加え、住宅紹介時にも優遇措置があります。
階段昇降困難な方への低層階（1・2階）・エレベーター設置棟への入居希望制度	身体的に階段昇降が困難な高齢者・障がい者のための希望制度です。低層階等に空き住戸が生じた場合に優先的に紹介します。	全団地	①高齢者（60歳以上） 介護保険の要介護1以上で、階段昇降が困難な方がいる世帯	介護保険被保険者証及びケアプランの写し (ケアプランで階段昇降が困難であることが不明確な場合は、ケアマネジャーの理由書または主治医の意見書)	※住宅困窮度調査票の問8について O1またはO2に○を付けてください。 この希望に従って紹介します。 ・優先して紹介する住戸は、 エレベーターがない棟→1階(O1希望の方) 1・2階(O2希望の方) エレベーターがある棟→4階建てまでは1・2階 5階建て以上は1～3階 ※低層階希望ではない方も必ず、O3またはO4も○を付けてください。 ・O3の「3階以下またはエレベーター設置棟のみに希望」の方には、エレベーターがない棟の4階以上は紹介しません。
			②障がい者 下肢障がい者等、階段昇降が困難な人がいる世帯 ※精神・上肢障がい・聴覚障がい等、階段昇降困難に該当しない場合を除きます。	階段昇降が困難であることが分かる 身体障害者手帳の写し	
			③その他 心臓疾患等による階段昇降が困難な人がいる世帯	階段昇降が困難であることが分かる医師の診断書等（介護保険の要介護1以上であれば、ケアマネジャーの意見書で可）	
入居者限定団地	水源団地（シルバーハウジング）	水源	60歳以上の単身世帯、60歳以上のみの世帯、またはいずれか一方が60歳以上の夫婦世帯	年齢の確認ができるもの (運転免許証、健康保険証の写し等)	※常時の介護を必要とする方は、事前に相談してください。 ※水源団地30戸のうち、20戸がシルバーハウジングです。 (10戸は、単身を除くいずれの世帯も申込み可能です)

2. 低倍率住戸の申込み

団地を問わず、空き住戸への入居を希望する人のための制度です。団地ごとの申込みと併せて申込みが可能です。

なお、どちらか一方で紹介が回ってきた時点で、もう一方の紹介順位は失効します。ただし、事故物件を辞退された場合を除きます。

- (1) 対象住戸
- ①団地ごとの申込者全員に順番が回って、待機者がいなくなった団地の住戸
 - ②団地ごとの申込者に紹介したが、複数回辞退が生じた住戸
- (2) 選考方法
- 団地ごとの募集とは別に受付番号をとり、抽せんを行い、抽せん番号順に住戸を紹介します。